

賃借料情報

平成21年12月15日付で施行された改正農地法において、標準小作料の制度が廃止となり、それに代わって農地法第52条により年間の賃借料の動向について情報を提供することが追加されました。

下記は、柏原市における平成25年1月から平成28年5月までに締結された農地の賃貸借契約をもとに作成したものです。

田の部

※賃貸借契約の実績なし

畑の部(10アールあたりに換算した年間賃借料 単位:円)

農地の種別	平均額	最高額	最低額	件数	備考
市街化区域	—	—	—	—	実績なし
市街化調整区域	11,200	20,700	4,300	5	果樹

(情報の提供等)

第五十二条 農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。